

役員のための財務税務会社法ニュース  
**マネジメント・リポート**

**今回のテーマ： キャッシュアウト型スクイーズアウト(少数株主排除)の手法**

キャッシュアウト型スクイーズアウト(少数株主排除)の主な手法はつぎのとおりです。2017年度税制改正(大綱)では、これらの手法を組織再編税制の一環と位置付け、適格要件の下、課税の繰延が可能となるような措置が講じられています。

手 法	少数株主の退出方法(概要)	買収者 (資金提供者)	発行会社の 承認機関
① 現金交付型 合併	合併対価として被合併会社の少数株主に金銭交付	合併会社	株主総会 特別決議
② 現金交付型 株式交換	交換対価として子会社の少数株主に金銭交付	完全親会社	
③ 株式併合 +端数売却	株式発行会社の少数株主が1株未満となる株式併合、端数分の換価を行う	発行会社※	株主総会 特別決議
④ 全部取得条項付 種類株式 +端数売却	既存株式を全部取得条項付種類株式に変更、少数株主が1株未満となる種類株式を対価とする取得決議をし、端数分の換価を行う	発行会社※	
⑤ 株式売渡請求	株式発行会社の90%以上議決権保有する特別支配株主が、同社の少数株主全員の株式取得の旨を同社へ通知、同株式の譲受を行う	特別支配株主	取締役会決議

※競売による場合もあり

上記 手法	少数株主 (株式譲渡者)	買収者 (資金提供者)	発行会社 (現行)	(改正後《大綱》)
① 株式譲渡損益 +みなし配当	(合併会社) ・みなし配当源泉徴収 ・資産等時価受入等	被合併会社の 資産・負債の譲渡損益	完全子会社の 一定資産の時価評価	《対価に係る適格要件》【追加】 合併会社又は株式交換完全親会社が2/3以上保有の場合、少数株主へ金銭対価を交付しても、適格要件が担保される
② 株式譲渡損益	(完全親会社) ・株式の時価受入			《非適格》【以下、新設】 企業グループ内株式交換と同様の適格要件を満たさない場合は、完全子会社化した法人の一定資産を時価評価
③ 株式譲渡損益	(発行会社のとき) ・資本金等減少	(課税なし)	(課税なし)	
④ 株式譲渡損益		(課税なし)	《適格》 企業グループ内株式交換と同様の適格要件を満たせば、2/3以上支配会社による少数株主への金銭対価交付についても適格要件が担保される	
⑤ 株式譲渡損益	(特別支配株主) ・株式の取得	(課税なし)		

**お見逃しなく！**

各手法における株主総会決議等において、少数株主が不利に扱われる場合は、決議無効や買収価額につき、訴訟を提起されるおそれがあります。